



平成 30 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 昌 宏
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

コミットメントライン契約の期限延長に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 6 日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行並びに株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約（平成 29 年 12 月 20 日付「コミットメントライン契約締結に関するお知らせ」）の期限延長を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 契約期限延長の理由

平成 29 年 12 月 20 日付「コミットメントライン契約締結に関するお知らせ」にて開示いたしましたコミットメントライン契約につきまして、平成 30 年 12 月 27 日をもって、契約期限が到来するため、引き続き機動的、安定的かつ効率的に資金調達手段を確保することを目的として契約期限を延長するものです。

2. コミットメントライン契約の概要

① 契約金額	130 億円
② 契約締結日	平成 29 年 12 月 27 日
③ 契約期限延長後の期限	平成 31 年 12 月 27 日
④ 契約形態	シンジケーション方式コミットメントライン
⑤ アレンジャー	株式会社三井住友銀行
⑥ ジョイント・アレンジャー	株式会社みずほ銀行
⑦ エージェント	株式会社三井住友銀行
⑧ 参加金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行

3. 今後の見通し

本件につきまして、平成 30 年 12 月期連結業績への影響は、軽微と見込まれます。なお、本日、平成 30 年 12 月期連結業績予想の修正をしております。詳細については、本日公表の「通期連結業績予想の修正及び特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考)

コミットメントラインとは、予め設定された融資限度額や契約期間の範囲内で、融資の実行が契約金融機関によって確約（コミット）された融資枠のことで、本契約を締結することにより、必要な資金を必要な時期に融資枠の範囲内で契約金融機関から機動的に調達することができるものです。

以 上